

平成27年度
事業計画書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴い地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。また、地域のつながりや結びつきが、希薄になっているといわれています。

名張市では、市民協働のまちづくりを進める中、地域での福祉活動が各地で展開されてきています。

高齢や障害、子育てをはじめ、社会的孤立など地域生活の中で支援を必要とする人たちが地域で安心して幸せに過ごせる福祉社会を実現するため、さまざまな人たちが地域を支える仕組みを構築していく必要があります。

このような時代にあって、社会福祉協議会の役割はますます重要となり、今こそ、その存在意義を示さなければなりません。

私たち名張市社会福祉協議会は、平成27年4月施行の市の「第3次名張市地域福祉計画」と連携して、「第3次名張市地域福祉活動計画」により、誰もが住み慣れたまちで安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくりをめざし、次のような取り組みを進めていきます。

まず、介護保険制度改正により、医療と介護の一体的な展開や、地域包括ケアシステムの推進を図らなければなりません。とりわけ介護予防給付の見直しと地域支援事業の再編については、介護サービス事業だけでなく地域福祉全体に影響を及ぼします。現行の、小地域福祉活動やボランティア活動を拡充し、日常的な生活支援サービスを地域や各種団体等と連携して進める体制が必要です。このため地域での人材を確保するために、「地域の担い手」養成を強化し、「支える側」を増やす取り組みを進めます。

当協議会における介護保険事業も、利用者の皆さんの具体的なニーズに答え、満足度の高いサービスの提供や介護予防事業にも取り組みます。

これまで進めてきた「生活困窮者自立促進支援モデル事業」は、「生活困窮者自立支援法」「改正生活保護法」に基づき、経済的困窮や社会的孤立の状況にある生活困窮者への自立に向けた相談、支援に向けた事業を行うとともに、権利擁護に関する支援、就労支援との連携を進め、地域のセーフティネット事業の充実に取り組みます。

保育園事業では、園児や保護者のニーズに適切に対応し、安全な環境のもと、子どもたちの健全な育みに努めます。また、妊娠から出産後の子育てを支援する、マイ保育ステーション事業を引き続き実施します。

このように、地域に暮らす高齢者から子育て世代のみなさんに至るまでさまざまな日常的なニーズに対して、市、地域づくり組織、関係機関等と連携して、取り組んでいきます。

しかし、国・地方の財政状況の影響を受け、当協議会の運営も厳しさを増しています。会員募集、募金運動の展開を推し進めながら、福祉施策や地域のニーズに応えるため、事業の見直しや業務改善を行い、持続的に発展するような事業運営を図っていきます。

目指す取り組みを着実に実行することにより、市民のみなさんが地域の中で、安心して暮らしていくという社会福祉協議会の使命の実現に努めます。

1. 当会の使命	1
2. 基本目標	1
3. 事業計画	
I 【法人本部拠点】	
I-1 法人運営事業	2
ア. 法人本部	
イ. 法人運営事業	
I-2 地域福祉増進事業	3
ア. 地域福祉増進事業	
イ. 福祉まちづくりセンター運営事業	
ウ. 共同募金配分事業、歳末たすけあい運動配分事業	
I-3 なばり暮らしあんしんセンター	7
ア. 福祉サービス利用援助事業	
イ. 成年後見事業	
ウ. 生活困窮者自立支援事業	
エ. 地域福祉金庫貸付事業	
オ. 生活福祉資金貸付事業	
カ. 名張市国民健康保険出産費貸付事業	
I-4 善意銀行事業	10
I-5 日本赤十字社名張市地区事業	10
II 【在宅福祉サービス拠点】	11
ア. 事業本部	
イ. 老人デイサービス事業	
ウ. 訪問看護事業	
エ. 居宅介護支援事業	
III 【昭和保育園拠点】	15
IV 【総合福祉センターふれあい拠点】	17
V 【老人福祉センター「ふれあい」拠点】	18
ア. 老人福祉センター指定管理事業	
イ. 介護予防事業	

※ 【拠点】は、会計の区分における拠点区分に該当します。

※ ア. ～カ. の見出しは、予算書のサービス区分に該当します。

1. 当会の使命

だれもが 住み慣れたまちで 安心して
自分らしく暮らせる 福祉のまちづくり

この使命は、利用者の信頼を得るためのもっとも基本となる考え方として、「地域福祉活動計画」「発展強化計画」「単年度事業計画」を含め、組織として一貫して目指すものです。この言葉には以下のような意味を含めています。

だれもが	暮らすすべての人が（でも一人ひとりを大切に）
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら（たとえ介護などの援助が必要となっても）
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

2. 基本目標

〈基本目標1〉“総合力”により柔軟な地域福祉活動の推進

- ◆連携・協働の推進体制を強化します。
 - 社協会員の拡大と組織構成会員活動の活性化
 - 第3次地域福祉活動計画の推進
- ◆セーフティネット事業体制を強化します。
 - 「なばり暮らしあんしんセンター」事業の推進
- ◆地域包括ケアシステム推進に向けた体制を整備します。
 - 多様な主体による生活支援サービスを提供する仕組み作り
 - 地域福祉の担い手の発掘と育成

〈基本目標2〉自律に基づく組織経営の基盤強化

- ◆様変わりする経営環境へ速やかな対応をします。
 - 事務局体制の再構築と法人本部設置
 - 介護保険制度改正への対応
 - 発展強化計画の検証と見直し
- ◆経営の自律性の強化と公益性の追求に努めます。
 - 新会計システムの有効活用と拠点管理体制の確立
 - 事業の見直し、財源の確保と有効活用
- ◆戦略的な人事マネジメントを推進します。
 - 「人事考課制度の運用」と職員研修の充実
 - 事務改善と働きやすい職場づくり

3. 事業計画

I 【法人本部拠点】（総務課・地域福祉課・生活支援課）

I-1. 法人運営事業

(1) 基本方針

法人の経営管理部門として、理事会、評議員会を中心とした運営体制を推進するとともに、会員の拡大に努め、組織構成会員と協働した事業の活性化を進めます。各事業の執行を支え要となる法人本部の設置の検討を行い、事務局体制の再構築の取り組みを進めます。また、昨年度に移行した新会計基準に基づき積極的な情報公開を進めつつ、地域における公益的な活動についても情報発信し、広報活動を強化します。

(2) 重点目標

1. 組織経営管理体制の強化に努めます。
2. 住民や福祉関係団体と協働し、地域における公益的な活動の推進に努めます。
3. 事務改善、職員研修に取組み、サービスの質の向上と職場環境の改善に努めます。

(3) 取組み内容

ア. 法人本部

推進項目	取組み内容
1. 組織の意思決定を迅速かつ効果的に推進するしくみづくり	事務局体制の再構築
	法人本部の設置

イ. 法人運営事業

推進項目	取組み内容
1. 適正な経営管理	理事会、評議員会の適正な運営
	監事監査の開催（年2回）
2. 社協会員の増強	組織構成会員の拡充
	組織構成会員の活動活性化に向けた取組み
	世帯会員の増強にかかる地域づくり組織への協力依頼
	地域づくり組織の福祉活動助成
3. 適正な事業運営	経営会議の運営
	事業評価方法の調査研究及び確立
	第2次発展強化計画の検証と見直し
	保育園との連携による適正な運営管理
4. 安定的な財務運営と財務状況等の透明性の確保	新会計基準及びシステムによる適切な予算の執行管理
	財務運営の適正化及び透明化を図るための積極的な情報公開
	財務の拠点管理体制の強化及び資金管理の徹底

5. 人事労務管理	人事考課制度の適切な運用
	人事マネジメント委員会の設置・運営
	職員研修の効果的な実施、体系化に向けた調査研究
	給与規程見直しへの取り組み
	衛生委員会の適切な運用
	労働時間の適正管理と過重労働防止に関する対策の実施
	マイナンバー制度の導入に向けた対応
6. リスク・マネジメント体制の整備	個人情報保護規程に基づく実務的マニュアルの整備
	苦情解決に関する規程に基づく報告手順等の整理
	事故発生時の対応とシステムの整備
7. 危機管理体制の整備	非常災害時の事業継続計画（BCP）策定に向けた、職員初動体制の研究・整備
8. 広報啓発	広報作業部会を中心とした社協だより「ほほえみ」による積極的な情報発信（年6回）
	ホームページを活用した情報公開と情報発信
	名張市社会福祉大会の開催と福祉功労者の顕彰
9. 施設・財産管理	保育園施設等の改修、駐車場等財産の維持管理
10. 福祉団体の自立運営支援	福祉団体事務に関する覚書に基づく自立運営の推進
	福祉団体共同事務局運営連絡会の開催
	福祉団体事務室の利用管理
11. 追悼式開催支援	各地域における追悼式開催への助成
12. とれたて名張交流館事業への参画	とれたて名張交流館運営協議会への参画
	とれたて名張「福祉のおみせ」出店団体連絡会議の開催

I - 2. 地域福祉増進事業

(1) 基本方針

第3次名張市地域福祉活動計画の初年度として、計画に基づき事業を推進します。

小地域における福祉活動の充実をはかるため、地域担当職員によるコミュニティソーシャルワーク機能の充実に努めます。

生活支援をはじめとする地域の担い手を発掘、育成するため、ボランティアセンターのサテライトである福祉まちづくりセンターを拠点に広報啓発と人材育成に取り組みます。

共同募金運動への住民参画を広め、福祉活動への理解促進と助成による活動支援に取り組みます。

(2) 重点目標

1. 名張市地域福祉活動計画の推進に取り組みます。
2. 小地域における福祉活動の充実をはかります。
3. ボランティアセンター事業により、福祉活動への参加促進と活動支援に取り組みます。

4. 福祉まちづくりセンターを拠点に、広報啓発や人材育成に取り組みます。
5. 住民参画による共同募金運動を展開し、募金と活動をつなげる助成事業を活用し福祉活動をすすめます。

(3) 取組み内容

ア. 地域福祉増進事業

1. 地域福祉活動計画の推進

第3次地域福祉活動計画の推進に取り組み、評価を行います。

推進項目	取組み内容
1. 第3次地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動計画推進委員会の開催（1回）

2. 小地域ネットワーク事業

地域づくり組織を単位とした小地域における福祉活動の充実をはかり、安心ネットワークの構築に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1. 地域担当職員の配置によるコミュニティソーシャルワーク（CSW）機能の充実	まちの保健室と連携しCSW機能を充実させるための情報交換
	地域づくり組織福祉関係部会や民児協等との情報交換、課題共有
2. 救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業の推進	地域での見守り支援活動と連携した重層的な見守りのしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キットの利用促進 ・更新確認をきっかけにしたニーズ把握、支援活動 ・協働機関との安心ネットワーク事業連絡会議の開催
3. 住民による生活支援サービスへの取組み支援	地域ささえあい事業の立ち上げ支援
	生活支援に係る活動情報整理、情報交換の場の開催検討
4. 地域福祉活動連絡会議のあり方検討	地域づくり組織や名張市とともに福祉活動を推進する体制としての連絡会議のあり方見直し

3. ボランティアセンター事業

住民参画によるボランティアセンター運営を展開し、ボランティア等活動への参加住民の育成と活動支援に取り組みます。

子どもたちやその保護者の福祉活動参加機会の提供に取り組みます。

子育て中の親子、障害者、家族介護者等を対象に、交流の機会を通じて社会参加や活動支援に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1. ボランティアセンター運営委員会	運営委員会（3回）の開催
2. 相談、活動支援	ボランティアコーディネーターによる相談、活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉まちづくりセンターや地域担当との調整・連携

	活動者を対象としたスキルアップ研修
3. ネットワークの構築	各連絡会・交流会のあり方見直し
	ボランティアアドバイザー連絡会（3～6回）
	配食ボランティアグループ連絡会（1～2回）
	地域ささえあい活動連絡会（1～2回）
	福祉協力校連絡会（1～2回）
	ふれあい・いきいきサロン〔高齢者・子育て〕交流会（1回）
	各施設のボランティア担当職員交流会（1回）
	各関係機関・団体との連携
	ふれあいフェスティバルの開催
4. 災害、防災への取組み	災害ボランティアセンター設置・運営体制整備
	名張市と連携し、各地域への災害ボランティアセンターの周知啓発
5. 地域福祉教育	子どもたちのボランティア活動機会の提供 ・福祉施設でのふれあい活動やボランティア体験参加 ・「子どもなんでも体験団」事業としての親子体験教室等
	子どもを対象に、参加者募集や活動の様子を掲載した「ふれあいだより」の発行（2回）
6. 交流活動	「みんなでいっしょに唄いませんか」の開催（12回）
	おもちゃ図書館の運営、利用周知
7. 家族会等の活動支援	家族介護者の会「楓の会」運営支援
	精神障害者家族会「なばるの会」との連携
	障害者スポーツ大会実行委員会事務局運営支援

イ. 福祉まちづくりセンター運営事業

名張市ボランティアセンターのサテライトとして、広報啓発や人材育成を中心に、住民の社会参加を促進します。

推進項目	取組み内容
1. 相談、活動支援	ボランティアコーディネーターによる相談、活動支援
	法人内事業における相談や手続き等窓口としての連携検討
	活動の場の提供（学習室、展示、作業スペース等）
	イベント企画を通じたボランティア団体等の参画促進
2. 広報啓発	ボランティア活動紹介、ボランティア募集、イベント案内等の広報啓発 ・福まち新聞の発行 ・テレビモニターによるボランティア活動紹介上映 ・イオン1階忍ラウンジや総合福祉センターロビーでの掲示 ・Facebookの導入検討
	地域福祉活動情報紙「なばりんく」の発行（6回） ・中学校への学級掲示 ・子ども版「なばりんく」発行（2回）、小学校への学級掲示

3. 人材育成	ボランティア等担い手発掘、育成事業の実施 ・生活支援課との共同による「地域福祉」担い手養成（兼生活支援員養成、生活支援ボランティア養成） ・脳の健康教室並びに学習サポーター養成 ・スクエアステップ教室並びにサポーター養成 ・三重県友の会との共催による広報啓発研修 ・地域生活支援サポーター（仮称）養成検討
	ボランティアアドバイザーとの協働による活動へのきっかけづくり「楽しさ発見！ボランティア」の開催
	イベント等ボランティア活動の場づくり事業
4. 生活支援サービスへの取り組み	生活支援ボランティアの実践活動 ・地域での見守り、傾聴活動 ・リバーナ店舗内での買い物支援事業の検討
5. 交流活動	子育て支援ボランティアとの「おもちゃばこ」の定期開催（月2回）
	「楓の会」との共催による介護者サロン「さくら喫茶」（12回）
	市内障害者福祉施設等による「福祉のおみせ」の出店支援

ウ．共同募金配分事業、歳末たすけあい運動配分事業

共同募金委員会の運営を通じた住民参画を広め、共同募金運動を展開します。また、募金と活動をつなげる助成事業により福祉活動をすすめます。

推進項目	取り組み内容
1. 名張市共同募金委員会の運営	運営委員会の開催（5回）
2. 共同募金運動の展開	共同募金委員会としての運動展開 ・戸別・法人・職域・学校への各種募金協力と活用周知 ・ボランティア団体や学校等と取り組む募金運動と啓発の実施 ・ありがとうメッセージ等による活動紹介と活用周知 ・寄付つき商品への取り組みや新たな運動方法の提案、実践
3. 助成事業を通じた活動支援	地域福祉活動助成事業の実施、助成対象事業の追加
	歳末たすけあい運動配分事業の実施
4. 共同募金を活用した社協主催事業	広報、啓発事業
	当事者等支援事業

I-3. なばり暮らしあんしんセンター

(1) 基本方針

なばり暮らしあんしんセンターでは、個人を対象とした相談支援事業を整理統合し、住民のさまざまな生活課題に対応できるよう、制度や対象者の枠組みに捉われることなく包括的かつ継続的な支援を行います。

平成27年度は「生活困窮者自立支援法」が施行され、また、生活保護法も改正されることから、支援体制の強化、拡充に取り組むとともに、地域におけるセーフティネット機能のより一層の充実を図ります。

当センターの各種相談支援事業の連携強化に努め、総合的な相談支援体制を確立すると同時に、関係機関との協力体制も強固なものにし、効果的かつ効率的な支援を実施します。

(2) 重点目標

1. 「なばり暮らしあんしんセンター」における総合的な相談支援体制を確立します。
2. 日常生活自立支援事業及び成年後見事業の一体的な運用により、切れ目のない権利擁護に努めます。
3. 生活困窮者の自立支援から生活保護受給者の就労支援まで、より体系的で包括的な支援を実施します。
4. 世帯の自立と安定の助長、促進のため、福祉資金貸付事業の機能強化に努めます。

(3) 取り組み内容

ア. 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力に不安のある方が地域において安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。支援の質の向上のため、研修等による専門員の育成や生活支援員の養成に取り組みます。

また、消費者被害防止にかかる啓発等を行うことで、トラブルを未然に防ぐことに努めます。

推進項目	取り組み内容
1. 日常生活自立支援事業	障害等により自己選択や自己決定が困難な方が安心して生活を送れるよう支援を実施 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等の預かり・保管
	支援体制の強化のため、専門員の育成、生活支援員の養成研修等の実施
2. 消費者被害防止にかかる啓発	高齢者等を狙った悪質商法等のトラブルを未然に防ぐための注意喚起、啓発の強化

イ. 成年後見事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に申立を行い財産管理や身上配慮を行うことで、安心して生活を送れるよう支援します。

「市長により成年後見の申立を行う場合」等に、当会が法人として成年後見人となり、身上監護や財産管理を行います。

推進項目	取組み内容
1. 法人後見等の受任	身寄りがない等、親族等による申立が期待できない方に対する法人としての後見人等の受任
2. 法人後見受任委員会	法律関係者や学識経験者、関係機関等により構成され、困難ケース等についての助言や指導の機会を確保
3. 受託法人としての運営強化	さまざまな先進事例の研究
	研修等への参加による職員の資質の向上

ウ. 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年度より施行される「生活困窮者自立相談支援法」と、改正される「生活保護法」により展開される各種自立支援事業を「なばり暮らしあんしんセンター」において一体的に実施します。

さまざまな生活課題を抱える住民に対して、生活課題の分析から支援計画の作成、具体的な支援の実施まで、当センターで包括的かつ継続的に行うことで、課題を抱える住民の自立に向けた支援を実施します。

また、地域におけるセーフティネット機能の強化のため、支援ネットワークの構築や社会資源の活用と開発等を積極的に行います。

推進項目	取組み内容
1. 総合的な相談支援体制の確立	「なばり暮らしあんしんセンター」におけるセーフティネット機能の強化
	各種相談支援事業をつなげるインテークワークの強化
2. 職員の確保、資質向上	職員の教育、指導体制の整備
	各事業で実施される研修への積極的な参加
3. 関係機関との連携体制の強化	複合的な生活課題に対応するため、他の支援機関との協力関係の構築
4. 自立相談支援事業	住民からの相談受付、アセスメントを通じた支援計画の策定
	生活困窮者の早期発見のため、地域における支援ネットワークの構築
	生活困窮者の自立を促す社会資源の活用と開発
5. 就労準備支援事業	一般就労に向けて生活習慣の改善等を促す生活自立支援
	コミュニケーション能力や社会参加能力を養う社会的自立支援
	就労に関するスキルやマナーを習得する等の就労自立支援
6. 家計相談支援事業	家計再生のための分析や再建プランの提案
	債務整理に関する支援

	貸付の斡旋
7. 被保護者就労支援事業	被保護者に対する就労に向けた相談支援
8. 被保護者就労準備支援事業	すぐには就労に就くことが困難な被保護者に対する段階的な就労支援

エ. 地域福祉金庫貸付事業

生活困窮者が社会生活を営む中で、不時の出費を必要とする場合に、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう、名張市社会福祉事務所や民生委員と連携して、貸付事業を行います。

推進項目	取組み内容
1. 地域福祉金庫貸付	生活の困窮により暮らしの維持が一時的に困難となった世帯の生計中心者に対して、3万円を上限に行う貸付

オ. 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする貸付事業を行います。

推進項目	取組み内容
1. 総合支援資金	過去2年間の間に6か月以上就労していた職場を離職したことにより、就職活動期間内の生活費、住宅入居費、一時生活再建費等が必要となった方への貸付
2. 福祉資金	療養費・介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障害者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金の10種の資金の貸付
3. 教育支援資金	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費、入学に際し必要な経費の貸付
4. 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたってその不動産に住み続けることを希望する高齢者世帯、要保護の高齢者世帯（いずれも原則65歳以上）に対して、対象となる不動産を担保とする生活費の貸付

カ. 名張市国民健康保険出産費貸付事業

国民健康保険に加入しており、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、一時金の支給を受けるまでの間、出産にかかる費用の一部を貸付けます。

推進項目	取組み内容
1. 出産費貸付事業	出産育児一時金が支給されるまでの間、出産にかかる費用の一部を貸付

I-4. 善意銀行事業

(1) 基本方針

金銭や物品による善意の寄附を預かり、地域の福祉活動への助成や支援が必要な事業、給付に有効に活用していきます。

(2) 重点目標

1. 善意銀行の適正な運用管理と計画的な運用を行います。
2. 寄附者の意向を尊重した効果的な配分事業を検討します。

(3) 取組み内容

ア. 善意銀行事業

推進項目	取組み内容
1. 適正な運用管理	運営委員会への配分事業の提案
	運営委員会による助成事業の審査
2. 計画的な運用	地域の福祉活動や当事者家族会活動、地域見守り配食事業等への助成
	災害の罹災者に対する見舞金の給付
	車いす無料貸し出し事業
	救急医療情報キットの補充

I-5. 日本赤十字社名張市地区事業

(1) 基本方針

日本赤十字社の地区事業を受け、担当職員を配置し、赤十字の災害救護や国際活動等に対する事業資金への協力を積極的に呼びかけ、住民の赤十字活動に対する理解を深めます。

(2) 重点目標

1. 日本赤十字社名張市地区事業を進め、住民との連携を図ります。

(3) 取組み内容

ア. 日本赤十字社名張市地区事業

推進項目	取組み内容
1. 日本赤十字社名張市地区事業	赤十字運動月間における赤十字活動の周知と社資の募集
	社資募集にかかる地域づくり組織への協力依頼
	地域づくり組織への福祉活動助成、講習会開催の促進
	名張市と連携した罹災者への救援物資及び弔慰金の支給

Ⅱ 【在宅福祉サービス拠点】（介護支援課）

（１）基本方針

在宅福祉サービス部門は、在宅での介護や療養を必要としている方へ、「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問看護事業」の３事業を、看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、社会福祉士等の専門職員により、「可能な限り在宅での生活が可能となる」ためのサービスを提供している部門です。

介護支援課全体の基本方針

「支援を必要としている人から必要とされていること」が介護支援課事業の存在理由です。支援を求めている人が、「地域の中で暮らすために必要としていること、気持ち、願いに沿って、高品質のサービスを提供すること」を徹底して追求します。

（２）重点目標

1. 経営管理体制を強化します。
2. 業務の標準化及び適正管理に努めます。
3. 危機管理体制を整備します。
4. 資質向上、人材育成・確保を図ります。

（３）取り組み内容

良質なサービスの提供が組織の使命であることを第一に、利用者本位の運営のもと、利用者一人ひとりのニーズに合った画一的でないサービスの提供を目指すことを掲げています。在宅介護・療養生活における 365 日 24 時間の絶え間ないサービスの提供により自宅での生活を支援します。

ア. 事業本部

新会計基準への移行に伴い、社会福祉協議会が実施する在宅介護・療養サービス部門の位置づけが明確化されました。各サービスが、信頼性の高いサービスを提供しながら、効率的で健全な自立経営を継続していくために、介護支援課事業運営管理会議を中心とした統治体制を強化します。

推進項目	取り組み内容
1. 経営管理体制の強化	事業運営管理会議（課長・各事業管理者）の定例開催（毎月）
	新会計移行に伴うクラウドシステムによる適正な財務管理と運用
	四半期決算報告会の実施（経営状況の共有化）
	中期経営計画の策定
2. 業務の標準化・適正管理・効率化	サービス向上検討委員会（各事業管理者・主任等）の定例開催（毎月）
	事業ごとの運営会議の開催（毎月）
	「受付票」「ヒヤリハット報告書」「事故報告書」「要因分析表」の運用徹底
	法令遵守への適正対応体制の整備（業務管理体制）
	運営基準に基づく自己評価の実施

3. 事務事業の効率化	各事業における事務効率化検討
	事務専従職員配置数の見直し
4. 危機管理体制の整備	非常災害時の事業継続体制 (BCP) の検討・整備
5. 資質向上、人材育成・ 確保のための取組み	キャリアアップ支援の推進
	事業別専門スキルの向上徹底 (計画的研修受講の徹底)
	給与見直し検討参画

イ. 老人デイサービス事業

要支援又は要介護の方を対象に、ご自宅から通いながら、入浴・食事・各種介護・機能訓練・レクリエーションなどを受けていただけます。また生活上の相談・助言、健康状態確認等ご利用者とご家族の方の精神的な負担・身体的な負担を軽減し、日々その人らしく過ごすことができるよう支援します。

【支援方針】

「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。

推進項目	取組み内容
1. 事業目標の達成	1日当たりの平均利用者数：25人/年間（309日）：7,725人
	スポット利用の推進
	制度改正に伴う各種加算要件への対応
2. 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定例更新
	個別援助計画、介護記録等の向上と整理
	事務処理の効率化
	給付管理システムの活用
3. 専門性の向上	計画的研修参加
	認知症・中重度・生活機能訓練関連技術の習得促進
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
	看護師の確保と介護福祉士取得者の確保
4. 危機管理	避難訓練の実施
	緊急時マニュアルの徹底
5. 施設設備の更新・改善	事務所環境の整備による事務効率の向上
	機能訓練設備充実と実施環境の改善
	浴室及び脱衣場、トイレ等の環境整備
6. 家族介護者支援	家族介護者教室への参画
7. 世代間交流	昭和保育園との定期交流
	各種ボランティア受入

8. 新規事業等	サービス提供時間の再検討
	サテライト事業所の検討

ウ. 訪問看護事業

2025 年を見据えての地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みが進められています。その中で訪問看護事業は、患者・家族の希望する在宅療養を提供していくために、医療・介護をつなぐ、また患者との関わりだけでなく地域での専門職同士をつなぐ役割が求められています。当事業所においても、適正な人員配置により専門性の高い看護を提供することにより地域に貢献していきます。

【支援方針】

安心して在宅で療養生活を希望する人に最後まで在宅生活を送れるように支援します。

- ・介護保険、医療保険のいずれでもサービスを受けることができるので、乳児から高齢者まで年齢に関係なく利用できます。
- ・サービス提供エリアは名賀医師会協力訪問看護ステーションとして、名張市及び旧青山町です。

推進項目	取組み内容		
1. 事業目標の達成	年間延訪問数	介護保険	医療保険
	3,732	3,094	638
2. マンパワーの確保	柔軟な雇用形態による看護師確保検討		
3. 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催		
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底		
4. 業務効率の向上	事務事業内容の見直しと簡略化		
	記録様式見直し及びモバイル媒体活用検討		
	青山準サテライト事務所の役割再検討		
5. 専門性の向上	個別研修計画の作成による計画的受講と共有徹底		
	事業所の共通テーマを設定（「在宅ターミナルケア」）		
	事業所内勉強会・事例検討会の実施		
	担当制のあり方検討		
6. 関係機関との連携	名張訪問看護ステーション「ふれあい」運営委員会の開催		
	三重県訪問看護ステーション連絡協議会への参画		
7. 事業紹介・評価	ふれあい通信発行（利用者・家族メッセージ集）		
	利用者アンケートの実施・分析		

エ. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方の心身の状況、意向を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、各サービスが適切に提供されるよう関係機関との連絡調整などを行います。独居、高齢者世帯、認知症や精神疾患、多問題を抱え、ご本人の介護保険制度だけでは対応できず、世帯全体の支援が必要な方も多くなっています。制度の多様化・複雑化もあるなかで、ご本人・ご家族にとって身近な相談機関となり、迅速な対応を図ります。

【支援方針】

介護が必要な状態であっても介護事業所・医療機関・地域・関係機関と連携を図り、可能な限りご本人・ご家族が自宅で安心して暮らせるよう一人ひとりに丁寧にに関わり支援します。

推進項目	取組み内容
1. 業務体制の確保	特定事業所（加算Ⅰ）としての業務体制確保
2. 事業目標の達成	事業所目標（介護給付：160/月）の維持
3. 事業所運営管理の見直し	定例事業所会議の開催
	個々の業務管理能力向上
	記録等の様式と業務手順の見直し
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
事務事業効率化と標準化	
4. 専門性の向上	研修担当者の任命及び計画的研修参加
	事例検討会の実施（毎月）
	定例サービス検討会の実施（毎週）
	新規採用職員の育成
5. 関係機関との連携	地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参画）
6. 家族介護者支援	家族介護者教室の実施

Ⅲ 【昭和保育園拠点】（昭和保育園）

（１）基本方針

昭和保育園は、市の「保育所民営化」により平成 22 年度から当協議会が運営し、保護者の就労等により保育を必要とする児童（生後 6 ヶ月から就学前まで）を保育しています。定員は 150 名で、市内全域から子どもたちが通園しています。近年は、低年齢児保育や延長保育（保育時間 7:15～19:15）の希望が増えており、また一時預かり事業の利用も増加しているため、こうしたニーズにも柔軟に対応します。園児や保護者のニーズに適切に対応するとともに「子ども子育て支援新制度」に沿った事業展開をするための準備を進めていきます。

保育目標を「よく寝て、よく食べ、よく遊ぶ子ども」と定め、一人ひとりの子どもの気持ちを受け入れ、子どもが意欲的に関われる環境の中で同年齢や異年齢の友だちとの遊びを通して体力・意欲を育て、友だちと感じあえるように保育の質の向上に取り組みます。

また、在園している子どもや家庭の支援だけに留まらず、保育の専門性を活かし、妊娠から出産後の子育て支援の拠点としてマイ保育ステーション事業を充実させていきます。

（２）重点目標

1. 運営体制の強化に努めます。
2. 特別保育事業の強化に努めます。
3. 地域の子育て支援（マイ保育ステーション）の充実に努めます。
4. 「子ども子育て支援新制度」に沿った事業展開に努めます。

（３）取組み内容

ア．昭和保育園事業

1. 運営体制の強化

入園児童の健やかな成長と保護者の就労や自己実現の保障と地域の子育て支援を目標として、施設環境整備や老朽箇所の計画的な修繕と、より良い環境の下で入園児の健康で安全な保育園生活を保障できるよう取り組みます。また、そのために職員の資質向上の推進に努力します。

推進項目	取組み内容
1. 施設環境整備の推進	環境整備予定（AED の設置）
	老朽化箇所修繕（保育室床・壁紙張替）
2. 健康管理の推進	内科・歯科医師による健康診断と、尿ぎょう虫検査・5 歳児健診・視力検査（4, 5 歳児）・歯みがき指導の実施
	保護者への結果報告
	看護師による保健指導
	身体計測（乳児は月 1 回・幼児は隔月に 1 回）
3. 防災計画実施と交通安全指導の推進	避難訓練と消火訓練を月 1 回実施
	消防署員・警察署員・交通安全協会職員による指導
4. 保護者との連携 （個人懇談・クラス懇談）	保護者の思いに寄り添った子育ての助言・指導

5. 地域・小学校との交流	保育園周辺地域との行事（名張川鮎稚魚放流・丸之内地区夏秋祭参加・地区浚渫）への参加
	小学校行事への参加（運動会・交流会）
6. ふれあい活動・高齢者との交流	小・中・高校生とのふれあい活動
	ふれあいデイサービス利用者（月2回）との交流
7. 職員の資質向上の推進	子どもの年齢や個人差などを考慮し、一人ひとりの発達に適した保育ができる職員の育成
	園内公開保育勉強会の継続
	研究発表（園庭環境）に向けた研修の継続

2. 特別保育事業の強化

保護者の就労等による低年齢児の保育や保育時間の延長、また一時預かりの希望増加に伴い、各事業の推進に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1. 低年齢保育事業の推進	0歳・1歳・2歳児の低年齢児を積極的に受け入れた保育の実施（特に0歳児の受け入れ拡充）
2. 延長保育事業の推進	保護者の就労などの事情に応じた保育時間の延長
3. 障害児保育事業の推進	通園及び集団保育の可能な心身に障害のある子どもの受け入れ保育の実施
4. 異年齢交流の推進	3歳・4歳・5歳児による週1回の交流を実施
5. 一時預かり事業の推進	未就園児を持つ親が、一時的に保育を必要とする場合に利用できる預かり保育の実施

3. 地域の子育て支援（マイ保育ステーション）の充実

地域の子育て支援の拠点となる、平成24年度に開設したマイ保育ステーションを充実し、妊娠から出産後の子育てを支援します。

推進項目	取組み内容
1. マイ保育ステーションの充実	育児体験や育児相談、一時預かりサービス利用を通じた妊娠期から途切れのない地域の子育て支援の拠点としての充実
	ボランティアによるイベントの計画的な実施

4. 「子ども子育て支援新制度」事業展開

推進項目	取組み内容
1. 「子ども子育て支援新制度」	名張市の計画により事業展開を検討・推進

IV 【総合福祉センターふれあい拠点】（総務課）

（1）基本方針

総合福祉センターふれあいは、開設 20 年目を迎え、施設、設備の老朽化が顕著となっています。利用者に安心して利用していただくため、また福祉避難所としての機能を発揮していくためには、設備更新や大規模修繕を確実に実施していくことが必要であり、名張市への要請を行います。また、利用者のニーズに合った適切なサービスを提供します。

（2）重点目標

1. 総合福祉センターの良好な施設維持管理に努めます。

（3）取組み内容

ア. 総合福祉センター指定管理事業

推進項目	取組み内容
1. 施設の維持管理	施設、設備の保守点検・修繕等による安全管理の徹底
	名張市への計画的な設備更新、大規模修繕実施の要請
	環境美化活動の計画的実施による施設周辺の管理
2. 施設利用者の意見反映	「ご意見箱」の運用による利用者ニーズの把握と利用者サービスへの積極的な反映
3. 防災対策	防火管理委員会の開催及び消防計画に基づく防災訓練の実施

V 【老人福祉センター「ふれあい」拠点】(介護支援課)

(1) 基本方針

老人福祉センター「ふれあい」では、「老人福祉センター運営管理事業（指定管理及び生きがい活動支援通所事業）」と「介護予防事業」を実施しています。各種講座・教室やレクリエーションの提供、施設設備（浴室やカラオケルーム、トレーニングマシン等）の利用により、高齢者の交流や健康づくりをすすめ、介護予防事業の実施では、介護保険法改正に伴った事業展開のために地域包括支援センターと連携して体制を整備していきます。

【基本方針】

生きがいと健康づくり、介護予防に取り組み、高齢者が自分らしくいつまでも住み慣れたまちで生き生きとした生活を送れるよう支援します。

(2) 重点目標

1. 老朽化する施設設備の適切な維持管理・安全確保を図ります。
2. 介護予防拠点機能の強化を図ります。

(3) 取組み内容

ア. 老人福祉センター指定管理事業

推進項目	取組み内容	
1. 施設設備の適正管理	老朽化し耐用年数を経過した設備・備品の更新要請 (名張市高齢障害支援室)	
2. 利用者の安全管理	浴室・脱衣場を中心とした見回り実施 (30分ごと)	
	AEDの設置と管理	
	総合福祉センター消防・避難訓練への参加	
	緊急対応マニュアルの見直し	
3. 見守り・相談機能強化	ヒヤリハット報告書等による危険予防	
	受付窓口での声かけ及び必要に応じた相談対応	
	利用者情報の整理・共有	
4. 自主事業の実施	関係機関との連携	
	事業内容	年間実施予定回数 (延参加者見込み)
	防犯啓発 (名張警察署協力)	12 (350)
	替わり風呂の日	27 (1,000)
	ビリヤード大会	3 (50)
	映画会	72 (720)
	七夕カラオケ大会	1 (100)
	デュエットカラオケ大会	1 (100)
	新春カラオケ大会	1 (100)
	芸能発表会	1 (100)
	お茶会	1 (80)
サークル活動発表会	1 (85)	

	感謝コンサート	1 (100)
	ふれあい抽選会	12 (260)
	作品発表会	1 (100)
	各種自主サークル活動支援	
	名張地区民協「高齢者のつどい」支援	
5. 利用促進・啓発	介護保険証新規発行時の施設利用案内送付	
	社協広報及びホームページでの施設利用・行事案内	
	チラシ・パンフレット作成と地域福祉課と連携した配布	
	市役所動画モニターでの施設利用案内	
6. 福祉バスの運行管理	高齢障害支援室と連携した福祉バスの運行管理	

イ. 介護予防事業

推進項目	取組み内容	
1. 介護保険法改正への対応	地域包括支援センターとの情報交換・協議により、新たな地域支援事業、介護予防事業の推進	
2. 介護予防事業の実施	事業内容	延参加者見込み
	健康相談（血圧測定等）	1,000
	マシントレーニング教室	2,625
	介護予防・健康づくり教室	100
	足腰ばりばり教室	640
	健口ばりばり教室	240
	栄養ばりばり教室	120
	お達者や脳教室	320
	学習サポーター養成研修	20
3. 独自事業の実施 (認知症予防・転倒予防)	事業内容	延参加者見込み
	スクエアステップ教室	960
	運動ボランティア養成研修	20
	健康づくり教室（健康マージャン等）	120
	脳の健康教室	320
	歯科衛生士による歯科相談	50
	家族介護教室開催協力	
	社協事業への協力・連携	
4. 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市地域包括支援センター ・日本公文教育研究所くもん学習療法 ・伊賀歯科医師会 ・名張上野歯科衛生士会 ・三重県地域活動栄養士連絡協議会 ・NPO 法人スクエアステップ協会 	
5. 計画的研修による職員の 資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、生活機能訓練技術研修 ・認知症ケア研修 	

